

第17回 厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成22年10月4日（月）14：00～16：08

開催場所：厚生労働省専用第15・16会議室（12階）

出席者：高橋（進）座長、案念仕分け人、岩瀬仕分け人、中山仕分け人、高橋（順）仕分け人

○総括審議官

それでは、定刻となりましたので、第17回省内事業仕分けを開始したいと思います。本日は、小宮山副大臣と小林政務官はご出席の予定ですが、遅れるということでございますので、ご紹介は省略させていただきます。本日、仕分け人の方を5名予定しておりましたが、お一方が急遽欠席ということでございまして、4名の仕分け人の方をお願いしております。本日の進行につきましては、民間有識者の仕分け人のうちから、高橋進委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋座長

本日の進行役を努めさせていただきます高橋でございます。本日は、日本労働安全衛生コンサルタント会、日本作業環境測定協会を対象として、省内事業仕分けを実施いたします。それでは、最初に、日本労働安全衛生コンサルタント会を取り上げます。まず初めに、日本労働安全衛生コンサルタント会について、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

○総括審議官

それでは、資料1の1頁目です。「法人概要」ということです。当法人につきましては、まず基礎データといたしまして、役員が常勤1名、非常勤51名ということ。うち、国家公務員出身者が常勤1名、非常勤0名ということ。ただ、ここに注がありますように、これは平成22年の4月1日現在ですので、6月の段階で、この方は退任されているということ。それから、職員は全部で6名、このほか非常勤職員が1名ということ。このうち、国家公務員出身者が常勤2人と、非常勤は国家公務員出身者はいないということ。主な事務・事業ですが、労働安全・衛生コンサルタントの登録事務の予算が0.1億円、これについて国からの支出はありません。診断等事業、国からの委託事業ですが、0.8億円ということで、これは委託事業ですので全額国費ということ。それから、その他、研修、調査研究事業は1.1億円の予算規模ですが、国からの支出はないということ。組織体制は、本部と地方ということ。地方は、各都道府県の会員の事務所等に支部がありますが、専属の職員はいないということ。簡単ですが、以上です。

○高橋座長

引き続き、所管部局・法人側から、日本労働安全衛生コンサルタント会の事務事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイント

を絞って、13 分以内で簡潔な説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、説明をお願いします。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。それではお願いします。

○安全衛生部長

安全衛生部長の平野です。まず、行政のほうから、この労働安全衛生コンサルタント制度等、このコンサルタント会を指定いたしまして実施してもらっています登録制度の概要につきまして説明をさせていただきます。

資料 1 の 5 頁のいちばん後ろですが、ご覧になってください。まず、「労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントについて」です。これにつきましては、いちばん上の所にも書いてありますように、事業場の求めに応じて収入を得て、現場の安全や衛生について診断を行って、危険箇所の改善等について指導を行う専門家として、労働安全衛生法上位置づけられています。その種類につきまして、その下の所に区分というのがあります。これは試験の区分ですが、労働安全コンサルタントについては、機械を始めとして 5 区分、労働衛生コンサルタントについては 2 区分となっています。この試験に合格した後、登録を受けて、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントになれるわけです。平成 21 年度末の登録者数、2 段目の右側のほうですが、労働安全コンサルタントが 4,550 人程度、労働衛生コンサルタントが 3,650 人程度ということで、両者合わせまして、8,215 人が登録されているという状況になっています。

次に、どういう業務をこのコンサルタントが行っているかという点についてです。3 つ目の欄です。事業上の安全衛生を改善するための計画作りを支援したりとか、あるいは、安全衛生診断、事業上の安全に対する状況を診断して、安全衛生指導を実施するということになるわけです。その中で、近年は特に、行政としてもその定着に力を入れています職場でのリスクアセスメントに関する指導にも、積極的に取り組んでいただいている状況です。

次に、どの程度活動しているかという実績についてです。この実績につきましては、行政のほうに報告するというシステムではありませんので、あくまでも推計です。労働安全衛生コンサルタント会が実施会員に対して実施いたしましたアンケート調査の結果で、コンサルタントの登録者の 2 割強が、平均して 6 事業場と顧問契約を結んでいるという結果を踏まえまして、ここに書いてありますような、下から 2 段目ですが、大体年間 1 万 7,700 事業場ぐらいを指導している。ただ、この指導は、あくまでも前提としていますが、顧問契約をして指導しているというデータを基にしていますので、当然、顧問契約を実施していますと事業場に何度も足を運んだりとか、ある意味で、濃密に指導している事業場がこれくらいあるのではないかと推計をしています。

その他、いちばん下の所ですが、労働災害を繰り返し発生させる事業場等につきまして、都道府県の労働局長が改善計画の作成を指示することができるとなっていますが、その際、コンサルタントの活用について勧奨できるとなっています。

続きまして、資料 1 の 2 頁に戻っていただきたいと思います。コンサルタントの登録事務を行う機関としまして、この労働安全衛生コンサルタント会を指定している趣旨等

について説明をします。コンサルタントにつきましても、まず最初に、試験に合格をして、その後登録することにより、コンサルタントと称して対価を得て、安全衛生診断等ができるとなっています。なお、コンサルタントの登録事務は、平成 12 年度までは国において実施していましたが、この 2 頁の右側に書いてありますように、臨時行政調査会の最終答申や行政改革会議の最終報告も踏まえまして、行政の事務の簡素合理化の観点から、外部の指定機関に行っていただくとしたものです。その際、このコンサルタントを会員としまして、品位の保持や生涯にわたるスキルアップを法人の目的としています、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会を指定するとしたものです。

以上で、行政から説明を終わりました、引き続き、社団法人労働安全衛生コンサルタント会から、事務・事業の状況について説明させていただきます。

○日本労働安全衛生コンサルタント会会長

労働安全衛生コンサルタント会長の相澤です。よろしく申し上げます。当会におけるコンサルタント試験の登録事務、国から委託されています事業の概要について説明した後、改革案について説明します。

資料 1 の 2 頁の左側の箱をご覧ください。登録申請者数の推移を見ていただきますと、労働安全と労働衛生を合わせまして、例年 300 人前後の方に登録をいただいています。その下に登録手数料の額が書かれています。新規に登録する場合は 3 万円、これは国が決めています。書換え又は再交付につきましても 2,450 円となっており、これも国が決めています。なお、書換えというのは、何年かごとに必要という意味ではなく、住所や氏名が変わった際などに行うものです。登録証は、1 度交付されれば一生有効です。

3 頁をご覧ください。最初に、登録事務の流れについて、左側の 2 つの箱を説明します。登録申請者が、申請書類や試験合格書の写し、手数料の振込書類を添えて本部に郵送で申請してきます。申請書を受け取った後は、書類の審査や確認などを行い、紙台帳と専用のパソコンデータを入力し、登録証を申請者のほうに書留郵便でお送りしています。ここには書いていませんが、そのほかに、登録関係のホームページの開示や国への登録状況の報告等の業務を行っています。右側の箱をご覧ください。登録事務の収支状況について説明します。いちばん下の段にありますように、過去 5 年の合計で見ると、若干の赤字となっています。登録者数が年間 300 人程度、金額にして約 900 万円ですので、それを担当する職員の人件費が事務費のかなりの部分を占めています。

委託事業につきましても、4 頁をご覧ください。国から受託している事業の実施状況について説明します。平成 22 年度、当会は国から 2 種類の事業を受託しています。1 つは、上の箱にあります中小企業の職場の危険性・有害性除去のための事業で、もう 1 つは、下の箱にあります安全成績が優れた職長に対する厚生労働大臣顕彰の補助です。金額的には、上の箱の事業が 7,400 万円、下の箱の事業が約 300 万円となっています。

上の箱の事業については、労働災害が多く発生している業種や地域の工業団地の中小企業をピックアップしまして、職場の安全衛生活動に必要な技術やノウハウを指導し、労働災害の未然の防止を図ろうとするものです。併せて、指導の結果について、業界内、地域での普及を期待するものです。指導の流れは、マンガにあります。最初に、コンサルタントが中小企業の現場に出向いて、労働災害を未然に防止するための危険性や有

害性を評価するリスクアセスメントをお手本として行います。次に、コンサルタントは、中小企業の方が同じようにリスクアセスメントをして、リスクの低減を自力で行えるよう指導していくものです。平成 21 年につきましては、512 の中小企業に対してこのような支援を行っています。以上に加え、対象となった以外の事業場の方にも集まってもらい、リスクアセスメントの実施方法について、演習を交えた指導を行っています。なお、事業の成果につきましては、事業終了の翌年度に、効果測定のためのアンケート調査を実施していますが、支援を行った中小企業におきましては、事業開始前の 1 年間と、事業終了後の 1 年間の労働災害の発生件数を比較しますと、ほぼ半減しています。

続きまして、下の箱にあります安全成績が優れた職長に対する厚生労働大臣顕彰の補助について説明します。この事業を当協会が受託したのは、本年度が初めてです。現場の要である職長、あるいは班長と呼ばれる方々に対する厚生労働大臣の顕彰のお手伝いをさせていただくというものです。事業内容は、顕彰候補者の選定事務や、顕彰された職長に対する研修の実施などを行うものです。

改革案につきましては、資料 2 の 1 頁をご覧ください。「ヒト」の改革、「モノ」と「カネ」がありますが、ヒトの改革につきましては、役員について、本年 5 月の総会で大幅な削減を議決しまして、厚生労働大臣の認可を受けています。資料では、平成 22 年度は役員 52 名となっていますが、これは 4 月の役員数で、現状は既に 21 名となっています。国家公務員 0B の関連ですが、常勤役員 1 名につきましては、先ほど説明した役員の削減に合わせて退任しています。職員につきましては、本年度 3 月末で雇用期間が切れますので、その後の採用は公募によることとしています。なお、資料には職員 2 名ありますが、そのうち 1 名は先月末で退職していますので、国家公務員 0B の職員は、本日現在で 1 名となっています。なお、退職された方の後任者の採用に当たりましては、公募を行うことにしています。

2 のモノにつきましては、当協会は、土地・建物といった固定資産を持っていません。カネにつきましては、平成 21 年度から 22 年度にかけては、国から受託した委託費が約 3,000 万円減少しています。平成 23 年度につきましては、国のほうから後ほど説明があると思います。

事務・事業の改革につきましては、2 頁をご覧ください。1 つ目の登録事務につきましては、平成 20 年度まで単年度収支で赤字基調となっていますことから、事務経費の削減を図るなど、更なる経費削減に努め、新たに登録される方の負担増にならないように、かつ安定的に登録事務が行われるよう努力していきたいと考えています。また、登録事務の収支の透明性を一層高めるため、現在、法人の財務諸表で特別会計として公表されているものに加えまして、登録事務の収支状況を別途ホームページ上で公表することにしています。

2 つ目の、生涯研修センター運営基金につきましては、平成 16 年 3 月に、会員の生涯を通じたスキルアップを目的として、自主財源を原資として積み立てたものです。今後は、会員への還元に使うこととし、特に、労働安全衛生マネジメントシステム、うつ病などの職場のメンタルヘルス対策といった、これまで会員向けの研修が不十分な分野の能力向上研修の充実に当てたいと考えています。また、一部は、近年赤字基調にある登録事務の安定化基金として活用することを考えています。3 つ目につきましては、行

政から説明をお願いします。

○安全衛生部長

最後の国の委託事業の調達の見直しに関しまして、リスクアセスメントの診断事業につきましては、来年度から企画競争方式をやめて、最低価格落札方式によります入札に改めるといたしております。もう 1 つの委託事業であります大臣顕彰の事業につきましては、来年度からは委託を廃止いたしまして行政で事務を行うという改革を進めることといたしております。以上でございます。

○高橋座長

ありがとうございました。次に、省内事業仕分け室から議論の参考として、日本労働安全衛生コンサルタント会の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○総括審議官

資料 3、省内事業仕分け室作成資料です。1 頁、「主要な論点」ですが、当該法人は、「労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント」の登録機関として指定を受けているわけですが、政策上の位置づけ、役割、それらを十分に果たしているかどうか、効率的に運営されているかどうか、この辺が論点かと思えます。コンサルタントと類似のものとしては、安全管理士・衛生管理士等が労働災害防止団体に規定されていることが関連してございます。1 頁の下の方で、国からの委託事業がございしますが、これらの必要性があるかどうか、また十分な効果が得られているかどうか等の点が論点かと思えます。

3 頁、全法人の共通事項ですが、当該法人の事務・事業に対する委託費等が適正な額であるかどうか、実施に当たっての無駄はないか、これは共通の論点です。また、当該法人の組織が効率的な体制かどうか、管理部門の体制が過大となっていないか。役員数は、52 名から 31 名まで減らすという改革案がございしますが、これで十分かどうか、こういった点かと思えます。余剰資産等の点も論点でありますけれども、この団体はあまり余剰資産はないということでございます。

4 頁、個別の論点になります法人の財務状況ですが、当該法人の貸借対照表を見ますと、「生涯研修センター運営資産」として、2,800 万円の資産がございします。この目的がどういうものかといったことかと思えます。この法人におきましては、いわゆる剰余金、内部留保の率が一応 30%の範囲内で、30%を下回っているのですけれども、この運営資産を入れますと 30%を超えるという状況にあります。4 頁の 2 目ですが、登録事務が赤字基調となっておりましたけれども、具体的に、これを今後どうしていくのかということでございます。指定登録機関ということですが、これは主要な論点で申し上げましたので省略いたします。

5 頁ですが、このコンサルタント会が登録機関となっておりますが、この会を登録機関とする必要性があるのか、ほかの主体で実施することと比較して効果的かどうか、これが 1 つ論点かと思えます。5 頁の中ほどで、春に行われました仕分けで、財団法人安全

衛生試験技術協会の省内仕分けがございましたが、そこで出た論点と関連するかと思えます。事業ごと（試験事業・登録事業）がそれぞれあるわけですが、その収支状況を分かりやすく公表するとなっておりますが、いつ、どのような形で実施するのかということ。それから、受験者が減少している中で、試験協会は資格の周知を図るとなっておりますが、当会におきましては、どのような対策を実施するのか、といった点が論点かと思えます。

5 頁の一番下で、登録手数料ですが、登録手数料が適切な額かどうか、適切な見直しが行われているかといったことです。ちなみに、これは昭和 53 年から変更がないということでございます。

6 頁、会計区分が明確かどうかということです。それから、支出内訳が妥当になっているかどうか。一応、特別会計で分かれているということではあります。6 頁の中ほど、これは主要な論点で申し上げましたので省略をいたします。

7 頁、委託事業ですが、中小企業の職場の危険性のリスクアセスメントの診断事業、これが労働災害防止団体が実施する業務と重複していないかどうか、こういった論点があるかと思えます。この委託事業の契約方式は、今年度は企画競争ということで随意契約なのですが、今後、一般競争入札に変えていくということが改革案で示されておりました。この場合の参加資格要件は、どうなるのかといったところが論点かということになります。以上でございます。

（議論）

○高橋座長

ありがとうございます。それでは議論に移ります。日本労働安全衛生コンサルタント会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いいたします。議論の時間は 30 分を目安にお願いします。質問する側、回答する側、共にポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを 1 回鳴らしますのでご注意ください。また、制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。なお、制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。それでは、仕分け人の方、お願いします。

○岩瀬仕分け人

登録事業について、まずお尋ねします。登録事業そのものは、本部でやるのか、あるいは地方の支部でやるのか、これが 1 つです。

もう 1 つは、登録事業の中身というのが、資料 1 の 2 頁に書かれていますけれども、具体的に何が何だか全く分からないのです。これをもう少し具体的に分かるように説明していただきたいのです。というのは、コンサルタント会に登録することで、コンサルタントの品位保持だとか業務の進歩を改善するのだと書いていますけれども、そのために登録するのだと書かれていますけれども、具体的にどういうことをするのか教えていただけませんか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会会長

この事務はすべて本部で行っております。入力あるいは検証、その他です。それから、目的ですが、登録することによって、まずコンサルタント会に入っていた方には研修をしていただいて、支部でも活動がございまして、本部でもございますが、技能の向上に努めるということをやっております。

○岩瀬仕分け人

それはいわゆる登録事業ということですか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会会長

そうですね。

○岩瀬仕分け人

研修というのは、登録した人たちに義務付けて研修をしているのか、研修を受けたいと言った場合に研修するのか、それはどうなのでしょう。それと、研修費用というのは別途取っているのでしょうか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会会長

全員がやることはなかなか難しいので、希望をされた方といいますか、そういった方が主にやっております、研修費は、その都度若干取っております。

○安全衛生部長

座長、よろしいでしょうか。

○高橋座長

どうぞ。

○安全衛生部長

いまの件に関しまして、少し混乱があるようですので、補足をさせていただきます。登録自体は、法律でそうなっているわけですが、要は、試験に受かって、その能力自体は、試験で確かめられるのですが、それ以外に登録要件というものも、例えば労働安全衛生法に違反したことがないとか、そういう要件が既に法律に定められております。そういうことも含めて、きちんとしたコンサルタントになり得る人物であることを確認の上、コンサルタント会で備えております名簿に登録して、社会的にそれを示す、あるいは供覧して、見せて欲しいというところに対しては見せるという機能を持っているわけです。これが登録の制度であります。この制度に関しまして、コンサルタント会が、品位の保持ですとか、業務の改善を進めていこうという会の目的をもともと持っているわけです。そういうところに、きちんとしたコンサルタントを示す事業をやっているということなんです。

○岩瀬仕分け人

いまのことでちょっとお尋ねします。ということは、試験はパスしたけれども、過去にいろいろな法令の違反をしたとかいう人に関しては、登録を拒否するということはあるのですか。過去において、登録を拒否したケースは何件ぐらいあるのかというのを、まず1つお聞きしたい。

もう1つ、いまの説明も私はよく分からなかったのですが、品位の保持と業務の進歩改善にどんなことをしているのか。先ほどの説明だと、研修は希望者だけだと。希望者だけであれば、品位の保持と進歩改善というのは徹底できないはずだと思うのですが、それができているというのは何か具体的にあるのでしょうか。

○安全衛生部長

まず第1点目に関して、最初に登録の申請があったときには、登録要件に引っかかって登録しなかった、拒否をしたというものは0件だった。ただ、途中で資格がなくなったということで登録から外したという例はございます。

○岩瀬仕分け人

具体的にどういうケースが登録から外されるのか、あるいは更新をされないのかというのを教えてください。

○安全衛生部長

労働安全衛生法の第84条で、登録を受けることができない者が列挙されておりますので、そこに該当した場合については、登録できないということです。

○日本労働安全衛生コンサルタント会会長

よろしいですか、追加で、保健衛生の場合は医師であるということが書かれておりましたけれども、医師でなかったということが分かった例が1例ございました。

○岩瀬仕分け人

その2つ目の、品位の保持と進歩改善をどのようにして達成されているのか。つまり希望者しか受けていない研修において、全体的な品位の保持と改善というのは、とてもできないと思うのです。研修を受けたことによって、それができるといえるのは何かあるのでしょうか。後でチェックをされているのですか。ただ研修をやりっ放し、やったから品位の保持と改善ができているというご判断をされているのか、その辺を教えてください。

○安全衛生部計画課長

登録制度自体は、要するに、欠格事由になったような人を登録から抹消するとか、そういうものとして存在してしまっていて、登録の中に品位を保持するためのものが組み込まれているということではありません。登録というのはそういう形でやっている。ただ、コンサルタント会は、もともとコンサルタント向けの研修とかをやっていた団体だったものですから、それが、会員になった方については、コンサルタント会の独自の事業と

して研修等をやっているということです。いわば登録というものが、研修によってその品位を担保していることではなく、それは分けて考えていただければと思います。

○岩瀬仕分け人

私は、これを読んで、いま質問しているわけです。登録をこの団体にやらせるという指定の理由に、品位の保持と進歩の改善というのをこれにお書きになっているのです。だから、登録制事業はこの団体がやると理解したのですが、その理解は間違っているということですか。

○安全衛生部計画課長

そうではございません。指定の理由に書いておりますとおり、コンサルタント会がそもそも独自の事業としまして、品位の保持とかその業務の進歩改善に資す事業を行っていたので、そういうことなので登録のような事務も併せてやってもらったほうが効率的だろうということで行わせることにしたと、こういう話でございます。

○高橋座長

ちょっと私から観点を変えてお聞きします。そもそも資料 1 の一番後ろ、この業務についてのご説明のところですか。この一番上に、「コンサルタントの名称を用いて事業場の求めに応じ、報酬を得て作業現場における安全や衛生の診断を行い」とありますが、これをできるのがコンサルタントということです。私は法律を勉強していないので分かりませんが、そもそも労働安全衛生法上に、事業場はそういうことを求めなさい、求めるときにはこのコンサルタントを使いなさいと、登録したコンサルタントを使いなさいと書いてあるのでしょうか。例えば、コンサルタントもいろいろな人がいると思いますが、登録していない人はそれができないと書いてあるのでしょうか。

○安全衛生部長

まず、いま高橋委員がおっしゃったような、労働安全衛生法上、事業主は基本的にそういう指導を受ける場合に、コンサルタントの指導を受けなければならないとか、そういう規定はありません。ただ、このページのいちばん下の「その他」というところで、災害を繰り返し発生させている事業場につきまして、都道府県の労働局長がその事業場の安全衛生を総合的に改善するための計画を作って、ちゃんとやれという指示をする場合があります。そのときに、その計画を立てたり、実際に運用していく場合に、やはり技術的な面からコンサルタントを活用して、指導を受けながら進めていきなさい、という勧奨をすることができるという規定は、労働安全衛生法上でございます。

○高橋座長

そうすると、例えば、いちばん下に該当するような事業場の場合に、お役所が勧奨して、事業場がそれに応じてコンサルタントにコンサルティングを求めると、そういう流れでよろしいのですか。

○安全衛生部長

そういうことでございます。

○高橋座長

そうすると、問題を起こしていない一般の企業が、自らコンサルタントの方にコンサルをお願いするということはそれほどないのですか。

○安全衛生部長

それにつきましては、先ほど私の説明の中にありましたが、資料 1 の 5 頁に指導した事業場の推計というものを示しています。これは、顧問となっているような濃密に指導しているようなところで、2 万近くあるという状況です。では、基準局長が指示した以外に使われていないのかという点に関しては、そうではないと判断しています。

○高橋座長

顧問を雇うとか、こういう場合にはコンサルタントを使いなさいとか、そういう何か指導なりは当局からあるのですか。それはないのですか。

○安全衛生部長

ございません。

○高橋座長

そうすると、いわゆる一般に登録されたコンサルタントの方というのは、こうやって仕事をして、具体的にどのぐらい収入を得ておられるのでしょうか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

これも調査がございませけれども、やっていない方を除きますと、数百万円の人がいらっしゃるのではないかと思います。やっていらっしゃる方で、平均しても 300 万円から 400 万円ぐらいはあるのではないかと。

○高橋座長

はい。

○中山仕分け人

中山です。いまの話ともやや関わるかと思うのですが、資料 1 の 4 頁目に、委託事業というものがございませ。中小企業のリスクアセスメント診断ということで、平成 21 年度は 512 の事業場で約 7,400 万円弱、災害発生件数が 48% 減少とあります。効果・効率という観点でこの事業を見たときに、どう計るかは難しいと思いますが、7,400 万円に対して、どの程度の効果と見ておられるのか、それが 1 点目です。

2 点目に、これが非常に効果があるとすれば、事業場数の 512 というのが多いのか少ないのか。つまり、労働災害を発生させた中小事業所はたぶん 512 ではなくて、も

っとたくさんあると思うのです。その中から 512 をなぜ選んでいるのか。これは自発で来るところがあるのか、こちらから受けなさいと言って指示するのか、その辺のやり方は分からないのですが。

○安全衛生部長

対象事業場につきましては、基本的に行政のほうで選定をしているという状況です。

○中山仕分け人

では、この選定基準が、なぜ 500 ぐらいで予算が 7,400 万円なのか。逆に、6,000 万円に今度下げるとしてありますけれども、これは事業場数を減らすのか、単価を減らすのか。いずれにしても、要は効果があるとするならば、なぜこの金額でこの事業所数でそれでいいのでしょうかという質問です。

○安全衛生部長

中山委員がおっしゃられるように、中小企業の災害件数は、このぐらいの数ではないわけですが、やはりどうしても限られた予算の中で、それをどう効率的に使っていくかという観点で、現時点で 500 ちょっとのところを対象にして指導を実施している。ただ、その際にも、例えば中小企業の問題のある工場団地だとか、あるいは業種で、ある程度固まりがある中心的なところの 1 つを選んで、その結果ができるだけ周りに広がるようにという観点で選定をして、そういうところに対してコンサルタントに行って指導していただいているという工夫をして、できるだけ効率的にやっている。いずれにしましても、安全衛生業務の仕分けのときもお話させていただきましたが、さらに効率的にしながら、今後も成果を上げていきたいと考えております。

○高橋座長

恐縮ですが、いまのご説明では、私はこれだけの金額・件数を計上する理由になっていないと思うのです。要するに、実際にこの金額を使っているわけですから、全体でこのぐらいある、だからこれぐらいカバーする、あるいは、このように積み上げていったらこういう金額になるという予算策定の根拠を、どのようにしてこの金額が積み上げられているのか、あるいは作られているのかということをご具体的にお願いしたいのです。

○安全衛生部長

いま持ち合わせがございませんので、改めて出すということではよろしいでしょうか。

○高橋座長

改めてでも構いませんが、この金額の妥当性いかによっては、ここを切れという話にもなるわけです。それでよろしいのですか。

○安全衛生部計画課長

いま後ろで作業させますので、後で時間をいただきまして、そこでご報告したいと思

います。

○高橋（順）仕分け人

高橋と申します。委託事業の関連でございます。指導を受けた事業場は、48%減少したとございますが、この数字をどのように評価されていますか。と申しますのは、例えば、6割とか7割減ってもいいような感じはするのですが、やはり悪質であるとか、体制が整っていないとか、そういう状況なのでしょうか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

48%となったというのは、かなりの減少率だと認識しております。これは1年目にそうだったということでございますので、2年目、3年目になりますと、より減少していくのではないかと考えております。

○高橋（順）仕分け人

もう1つよろしいでしょうか。コンサルタントが契約している場合、23.2%とございますが、この辺の数字をどのようにお考えでしょうか。妥当であるとか少ないですとか、その辺をちょっと聞かせてください。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

現状ではそのぐらいの数字だろうとしか言いようがない。

○高橋（順）仕分け人

妥当であるということですか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

はい。

○高橋座長

いまに関連して、件数が書いてありますが、これを時系列で見るとどうなっているのでしょうか。あるいは23%という数字は。一般論で考えると、企業は相当金詰まりになってきて、こういうものをカットしがちだと思うのですが、時系列で見ていくと件数はいかがなのでしょう。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

むしろ、若干ずつでも上がっているのではないかと思います。

○高橋座長

すみません、改革案についてお伺いします。役員の数ですけれども、これはいわゆる非常勤の方がこれだけ役員になっている。これは当然、非常勤ですから報酬はないのですね。なぜ、それでもこれだけ必要なかをお伺いしたいのですが。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

53人ぐらいいたと思うのですが、それを21人に減らしました。2,700人の会でございますので、数としては21人ぐらいが妥当なのではないかと思っています。

○高橋座長

なぜ妥当なのですか。2,000人いたって3,000人いたって、一般企業だと数人の役員しかいないですよ。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

地方の代表という形で、ブロックがございますので、そこから選出するようにしておりますので、一定の数が必要になってくるのではないかと思います。

○高橋座長

地方だとなぜ要るのですか。いままでも50人いたのが半分になっても平気なのですよ。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

財政上の問題もございますので。

○高橋座長

財政上というのはどういうことですか。報酬は出されていないですよ。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

はい。ただ、理事会等では旅費を払わなければいけませんので、1回理事会をやるだけで百数十万円を消費してしまいますので、なるべくそれを減らしたい。

○高橋座長

そうすると、20人ではなくて5、6人にすればさらに減りますね。地方をブロックに分ければいい話ではないのでしょうか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会会長

追加で、よろしいでしょうか。安全と衛生のコンサルタントがございまして、両方の考え方などを反映しなければならぬので、最低といいますか、取りあえずは21名にして、今後また検討しなければいけないと思いますが、現在のところはそういうことです。

○高橋座長

それから、行政側にお聞きします。今度、委託事業を一般競争入札にするというお話ですが、一般競争入札にすることで、複数の業者から応募があると考えておられる、あるいはそうなるように設計されていらっしゃるのでしょうか。

○安全衛生部長

現時点で、必ず複数になるという確証というか、そういうものはございませんけれども、もともとの趣旨がそういうものなので、その方向で複数のところが応募されるように持っていきたいと考えております。

○高橋座長

その場合に、具体的にどんなところが応募してこられるとか、目途、具体的な団体名とか、実際に機能を持っているところはあるのでしょうか。

○安全衛生部長

コンサルタント会と同じように指導できるような団体といたしまして、いま考えられますのは、別段、相手方からそういう話があるわけではありませんけれども、「社労士会」という会がございまして、そこは候補としては考えられるのではないかと考えております。

○高橋座長

私ばかりで恐縮ですが、もう 1 つ質問させていただきます。一番後ろの頁になりますが、そもそも業務で、「労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの主な業務」の(7)に「健康診断や作業環境測定に係る指導」というものがあります。これは、この場でお聞きすることなのかどうかちょっと迷いますが、例えば、今日の後半で、日本作業環境測定協会というのが取り上げられます。この(7)を広く考えると、後半で取り上げる協会がやられている仕事も、この中に入るのではないかという気がするのです。何を申し上げたいかといえ、要するに、そういうところの事務を効率化していけば、1つの組織にまとめていけば、やることは違っていても事務局は一緒になっていくわけですから、そういうことは考えられないのでしょうか。行政当局にお聞きしたいのですが。

○安全衛生部長

いまの高橋委員のお話に関してでございますが、作業環境測定を例としてお挙げになりました。この後、対象になって議論していただきますのは作業環境測定協会というところで、作業環境測定士という資格があるわけです。これは、あくまでも空気環境がどの程度汚れているか、そういうことを測る技術的な資格です。その結果、この程度汚れている、それを改善するためにどうすればいいかということに関しましては、測定士にそういう能力までは求めてございません。それは、こういうコンサルタントが実際にその測定結果を評価して、どういう改善が必要だろうか、それを指導するということです。作業環境測定に関しまして、測定士という非常に技術専門的なものと、コンサルタントを統合するのはなかなか難しいのではないかと思います。

○高橋座長

コンサルタントの方も極めて特殊で高度な仕事をされているのですよね。理系か文系

かという違いはあるのかもしれませんが、いや、そんなこともないですね。ですから、仕事の内容が違うからということにはならない。あるいは、労働災害ということで括った場合には、仕事の中身が変わっている場合もあるでしょう。その場合には、部局を分けてもいいと思いますけれども、そういう団体を全部括って事務局を1つにするとか、試験を統一的にやってもらうとか、そういうことは可能だとは思っています。そういうことはお考えにはならないのですか。

○安全衛生部長

その場合に、統合という話は、概念的にはあろうかと思えます。こと、この作業環境測定で申し上げますと、では、コンサルタントが実際の作業環境測定の分析をしたりとか、実際にサンプリングをどういうふうに行ったりとか、そこまでの能力、そこを合格しないとコンサルタントに。

○高橋座長

いえ、私はコンサルタントの方に測定作業をやってくれと言っているのではなくて、測定作業は、当然その技術を持っている方がやられるべきだと思います。ただ、職場の環境だとか、労働災害だとかという観点に立つと、いろいろな災害の中身がありますが、そういうものを括って行って、労働災害なり職場環境全体を管理する協会みたいなものを1つ作れば、あとは部局で分ければいい話ではないですか。そうすると、ここで問題になっている事務コストだとかそういうものも下がると思っていますけれども、そういう観点は無いのですか。

○安全衛生部長

このコンサルタント会にしましても、測定協会にしましても、もともとそれぞれで自主的に団体を作ってきたわけですから、たまたま事務の団体については、国の業務を指定されてやっていたということでもありますので、それはそれぞれの団体の判断で、いま高橋委員がおっしゃられるような統合するということはあるかと思えますが、現実には、いまのところそういう話は私どもは聞いておりません。

○高橋座長

団体側からは、当然そういうインセンティブはないと思います。しかし、それぞれ皆さん、法律に基づいて作られているわけですから、法律を変えればいいですよ。これは行政から始まっていることではないですか、違いますか。

○安全衛生部長

法律自体に規定はあるわけですが、ただ、団体自体は、もともと法律ができたから作られたわけではなくて、その前から作られているものがございます。そこはやはり、自主的な、自主性といいますか、優先といいますか、大事にするべきだと考えております。

○中山仕分け人

すみません、ちょっと細かいことで恐縮ですが、決算諸表を拝見させていただきますと、2 頁目、支出の中の「会議費」が 1,380 万円で、総予算とか人数に比べて、比較的会議費の占める割合が高いように思うのです。「理事会費」が 420 万円というのも、かなり金額が高いように思うのですが。頻度が多いのか、報酬が多いのか、その辺はいかがでしょうか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

会議費については、例えば、この中の理事会でございますと、先ほど申し上げましたように、理事の交通費、日当等が含まれております。委員会についても同様でございます。委員の日当及び交通費が含まれております。従ってこのように額が多いように。

○中山仕分け人

ということは、今度、人数が減るわけですから、それに伴って下がると考えてよろしいのでしょうか。

○日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

平成 22 年度は下げております。

○中山仕分け人

はい、ありがとうございます。

○岩瀬仕分け人

また先ほどの登録事業についてお聞きしたいのです。登録の指定をしている理由として、コンサルタント会はいろいろなことを、講習もしていたし、研修もしているから適当であろうということで、ここに指定をしたというご説明だったと思います。お話を聞いていますと、登録は、合格者を登録して、その合格者が不正をしたり違法行為をしたり、あるいは虚偽で資格を申請した場合は登録を取り消す、そういうことが発覚したら取り消すということになる、それが登録事業なのですね。特に登録事業として、ほかに何かやっているということはないわけですね。となると、別にここが登録事業をやる必要はないと私は思います。試験団体が、試験の合格者に関しては合格証を発行するわけです。その段階で、合格者の登録はされているわけで、なぜそこで、二重に登録するのかがよく分からない。試験団体が登録すればいいし、虚偽なことがあれば、そこが抹消すればいいのではないかということが 1 つあります。それについて、やはりここが登録をしないといけないという理由があれば教えてください。

○安全衛生部長

先ほども説明しましたように、登録ということ自体、ちゃんとしたコンサルタントであるということを例えばコンサルタント会に名簿を備えておりますので、そこに登録をして、見たいという人があれば見せてあげる、それで自分が必要なコンサルタントがど

ここにあるかということを示すという機能でございます。そのために、きちんとしたコンサルタントを作ろうと、一生懸命やっている団体が登録機関になるということが一番適当ではないかと考えています。そういう観点で、ほかのこういう資格関係についても、いわゆる士業団体というところが登録を外に出しているような場合には登録機関として指定されていると理解しております。

○岩瀬仕分け人

1 つ最後によろしいですか。考え方はいろいろあるとは思いますが、単に登録をして、それを公表して、何か問題があれば抹消するという作業をするに当たって、なぜ登録料が 3 万円もかかるのかというのは分からないのです。これは試験料より高いわけです。試験機関が合格者に対する合格証の管理をしているわけですし、その段階で登録をして公表していけば、そんなにかからないのではないかと思います。やはり必要なのですか。

○安全衛生部長

登録自体は、ある程度、1 人だけがその事務をするというわけにはいかなくて、やはり牽制体制も必要ですけれども、ただ、この 3 万円が絶対に最も適正かといわれますと、そこは十分見直していく必要はあろうかと思っております。

○安全衛生部計画課長

あと、委託事業の関係で。この 500 強の事業場の数というのは、オールジャパンの対象事業場のほうから積算していくという考え方もあると思えますけれども、これはそうではございません。先ほど言いましたとおり、この事業は、結局、監督署で発生状況などを勘案して、あるいは波及的効果も考えて、工業団地にある事業場とかを選んでやっているとやりましたが、そういう意味で監督署がある程度絡む形で事業を回しております。そして、年 2 回コンサルタントに行っていただいて、その後、効果の発表会みたいなものもやるとなれば、それなりのマンパワーを取られますので。要するに、全国津々浦々の監督署単位で、1 事業場、年 1 回はこういう事業をやってくれという形でお願しております。監督署の数がいま 320 ございますが、規模の大きな署については、複数の事業場やっていただくということで、監督署の体制の数をベースに、320 の監督署プラス都市部の加重分を合わせて 500 という形で、予算を積算し、実施しているということでございます。

○高橋座長

そうすると、予算のトータルの額が少ないから対象を減らすということもできるわけですね。

○安全衛生部計画課長

そうです。要するに、実施する事業場の数を減らせば減るという形になります。

○高橋座長

例えば、これだけの違反があり、事件が起きているから、これだけのカバーで件数が必要だというお考えで積算されているわけではないという理解でよろしいのですね。

○安全衛生部計画課長

それを平成 23 年度につきましては、まさに、いま高橋委員ご指摘のとおり、そうあるべきだと思いますので、そういう意味で、監督署の数に関係なく、それぞれの地域の災害の発生状況を勘案して、対象を選ぶという方式に変えるという形にすると同時に、厳しい財政状況の中でもありますので、予算規模は圧縮するという形で、一応 6,000 万円の事業を考えているということでございます。

○高橋座長

見直しをした結果が、圧縮になるかどうかは分からないわけです。むしろもっと金を使えという話かもしれない、そこは分からないということですね。

○安全衛生部計画課長

そうです。そこは、いまの時点では、取りあえず額を効率化の中で、予算を組んでいるということでございます。

(仕分け準備)

○高橋座長

よろしいでしょうか。それでは議論は尽きないところですが、ただいま議論をいただいた日本労働安全衛生コンサルタント会について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見をご記載ください。時間は 2 分あります。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。では、お願いします。

(仕分け意見の表明)

○高橋座長

ご記載いただけましたでしょうか。それでは、評価シートに沿って、日本労働安全衛生コンサルタント会の事務・事業等について、仕分け人からの意見をお願いします。お一方、1 分程度でお願いします。

○高橋（順）仕分け人

高橋でございます。1 番については、改革案は妥当である。1 の②ですが、もう少しご検討いただけないかという意見です。⑤であります。2 の組織運営体制については、妥当であるという意見です。

○高橋座長

ありがとうございます。

○中山仕分け人

登録に関しまして、いろいろご説明をいただきましたけれども、この法人が実施する必然性というものがあまりよく分からなかった。そういう意味では、ほかの民間法人なども含めて再検討いただきたいと思います。それから、委託事業ですが、この事業場数、予算の設定を含めてよく分からないという印象です。その意味で、効果・効率の観点も含めて、より適切な団体があればそこに委ねる方法もあるでしょうし、あるいは、もう丸々、中小企業が自分のところでやるという方法もあるのではないかとこのように感じました。以上です。

○高橋座長

高橋でございます。まず、登録事務ですが、更なる見直しが必要ということで、私もこの制度の必然性・必要性について、いま一つまだ納得がいかないので、廃止すべきなのかどうかというところもあります。やはり法人の役割とその手数料の整合性という観点から再検証をいただきたいと考えます。委託事業については、先ほどもご質問申し上げましたけれども、やはり委託額トータルの妥当性について、増やすにしても減らすにしてももう少しきちんと根拠をお示しいただきたいと思います。組織運営体制については、役員の数についてご説明を頂戴しましたけれども、これが会議費などに跳ね返ってくるわけですから、更なる見直しをしていただきたいと思います。私からは以上です。

○岩瀬仕分け人

岩瀬でございます。私は、登録事業に関しては、他の委員の先生たちと同じで、このコンサルタント会がやる合理的な意味を全く見出せない。登録料の見直しとともに、この登録制度そのものを根本的に検討し直して改めるべきであろうと。受験者、あるいは登録者の利に資するようにやるべきであろうと思います。私としては、この事業をコンサルタント会がやる必要はないのではないかと思いますので、どこかに委託するか、あるいは試験機関と一緒にさせるかという意味では、廃止をしたほうがいいのではないかと思います。

委託事業に関しては、委託事業の中身等がまだよく分かりませんので、更なる改善を求めたいというところに留めておきたいと思います。これに関しても、きちんとした効果測定をした上で、効果が期待できるのかできないのかを、きちんと国民に提示していくべきだと思いますので、疑問が残る場合は、やはり廃止も含めて検討し直すということは必要かと思っています。

組織運営体制に関しては、これもまた不十分である。高橋委員からもありましたが、役職員の数に関しては、なぜそれほど揃えないといけないのか、全く分からないので。何というのでしょうか、穿った見方をすれば、業界団体を入れておかないと受けてもらえない、登録してもらえないという邪な感じがあるのではないかと、という見方も成り立つのではないかと思います。その辺は、コンサルタント会がきちんとした業務をしているというのであれば、もっとスリムな形で、納得できるような人員配置体制を取っていただきたいと思います。以上です。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

それでは、各仕分け人の方からの評決結果の集計を発表させていただきます。
仕分け意見の結果の発表をお願いいたします。

まず最初、日本労働安全衛生コンサルタント会の登録事務、法律により指定されているわけですが、これにつきまして、「改革案が妥当」とする意見はお1人ですが、ほかの3名の方は「改革案では不十分」ということです。その内訳としましては、事業そのものを廃止すべきという方がお1人、事業の効率性を高めた上で、他の民間法人を指定し実施するというのがお1人、それから、更なる見直しが必要という方がお1人ということです。

2つ目の事業で、中小企業のリスクの診断等事業、これは委託事業ですが、この委託事業につきましては、改革案を妥当とする意見はございませんで、4名の方全員が「改革案では不十分」ということでございます。その内訳としましては、廃止というご意見はございませんでしたけれども、委託を廃止し、国で直接実施すべきがお1人、事業の効率性を高めた上で他の民間法人に委託して実施という方がお1人、委託事業を継続するが更なる見直しが必要という方がお2人ということでございます。

この法人の組織運営体制についての改革案ですが、これは「改革案が不十分」という方が2人、「改革案が妥当」という方がお2人ということで、丁度半々でございました。(後程、法人の「組織運営体制」の改革案について仕分け人より訂正があり、「改革案が不十分」3人、「改革案が妥当」1人に修正)以上でございます。

○高橋座長

ありがとうございました。小林政務官は途中からご出席を頂戴しておりますが、本件に関して何かコメントがございますでしょうか。

(政務次官からのコメント)

○厚生労働大臣政務官

ただいま紹介いただきました厚生労働大臣政務官の小林正夫と申します。今日は、仕分け人の皆さん、本当に活発な論議をありがとうございました。途中からの参加ということで、大変申し訳なく思っております。今日の内容については事務局からしっかり報告を聞きますので、それを基に、また政務三役で法人改革についてしっかり務めていきたいと思っております。今後ともご指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○高橋座長

ありがとうございました。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、日本労働安全衛生コンサルタント会の改革案の更なる検討、取りまとめを引き続きお願いいたします。

それでは次に、日本作業環境測定の実業仕分けに移りますので、よろしくお願

します。

(法人及び所管課入替)

○高橋座長

進行役の不手際で時間がオーバーしてますが、次の議題に移りたいと思います。それでは、まずはじめに、日本作業環境測定協会について、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

○総括審議官

それでは、資料 1 の 1 頁です。この法人の概要、基礎データです。役員は常勤 1 名、非常勤 41 名となっております。うち、国家公務員の出身者が常勤 1 名、非常勤 3 名ということです。国家公務員 0B の 4 名は、平成 22 年 4 月 1 日現在でありまして、7 月の段階で全員が退任されています。職員は常勤が 18 名で、非常勤が 7 名、うち国家公務員出身者は常勤 1 名、非常勤はいないということです。予算は、全部で 4.8 億円です。国からの財政支出は、平成 22 年度におきましては、なしということです。主な事業としましては、作業環境測定士の登録事務、これは法律の指定事務ですが、予算が 0.2 億円、いずれも国からの財政支出はありません。それから登録講習ということで、測定士に登録するための講習を行っている、その予算が 0.8 億円。測定士の試験を免除されるための講習が 0.1 億円。それから粉じん計の較正事業が 1.4 億円。このような形になっています。その他は自主事業ということです。

右側のほうの組織体制ですが、2 部 2 センター 6 課という形で、管理部門がこういった人数ということです。支部が全国に 13 支部ですが、会員の事務所に支部がありまして、専属の職員はいないといった状況です。以上です。

○高橋座長

引き続き、所管部局・法人側から、日本作業環境測定協会の事務・事業の概要をご説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って、13 分以内に簡潔なご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、説明をお願いします。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。それでは、よろしくをお願いします。

○安全衛生部長

では、最初に行政のほうから、作業環境測定と作業環境測定士の制度についてご説明をさせていただきます。資料 1 の 8 頁をご覧ください。この作業環境測定に関しましては、例えば有機溶剤を使って塗装作業を行うとか、金属とかガラス器を研磨する工場などにおきましては、作業に伴って有機溶剤とか粉じんとか、そういう有害物が空气中に発散します。そこで働く労働者が、このような有害物質を吸い込むことなどによる健康傷害を起こさないためには、換気とか、防毒・防じんマスクの着用、そのよう

な対策が必要となります。このような有害な業務を行う屋内作業上につきまして、空気環境の状況や換気などの対策の効果を確認するために行うのが、作業環境測定ということになります。これは、労働安全衛生法の第 65 条で、事業者に義務づけられています。

その際に、作業環境測定法、これは別の作業環境測定法という法律がありますが、その第 3 条におきまして、当該事業場に所属する作業環境測定士にその作業環境測定を行わせるか、作業環境測定を業として行う作業環境測定機関に委託しなければならないとされているわけです。

次に、具体的な作業環境測定の内容につきまして、下の欄をご覧いただきたいと思えます。作業環境中の工場などの中の有害物の濃度は、その工場の中で、どこでも同じ濃度であるわけではありません。場所によってバラツキがありますし、また作業の状況によって、1 日の中でも大きく変動します。そのために、どのような時間帯に、どのような場所で測定をするかということ、きちんと検討して測定して得られたデータは、その作業環境中の濃度を適切に表すものにしなければなりません。これをデザインと呼んでいますけれども、その上で正確にサンプリングを行いまして、測定機器を用いて分析を行う必要があります。このような一連の作業には、一定の技術・知識を持った方が行う必要があるということから、作業環境測定士制度が設けられております。

続いて、その測定士制度の概論について説明いたします。次の 9 頁をご覧になってください。この測定士になるためには、まず原則として国家試験、これは学科試験です。それに合格をして、そのあと実技の講習を終了した方が作業環境測定士になる資格を有するとされています。さらに、作業環境測定士として業務を行うためには、作業環境測定士名簿に登録をしなければならないとされています。この作業環境測定士の登録につきましては、のちほど法人がご説明します指定事業に当たるわけです。この指定事業の登録事務につきましては、作業環境特定法制定時には大臣が行うとされておりましたが、昭和 58 年に、臨調の最終答申で、民間団体に委譲するということが指摘されまして、この法人は、測定士の品位の向上や業務の進歩改善のために事務を行っているというわけです。それらの事務等を昭和 62 年からこの法人において行っているものです。

なお、右側の下のほうですが、作業環境測定士は、第 1 種作業環境測定士と第 2 種環境測定士の 2 種類があります。第 1 種の作業環境測定士には、先ほどご説明しました作業環境のデザイン、サンプリング、それと分析の全ての業務が行えるものです。サンプリングと分析を行える物質区分が、「鉱物性粉じん」「有機溶剤」など、区分として定められています。また、第 2 種の作業環境測定士は、デザイン、サンプリングと簡易測定器を用いた分析を行うことができる、一部しかできないというものを第 2 種作業環境測定士と言っております。行政からの説明は以上です。続きまして、作業環境測定協会から、事務・事業の状況等について説明します。

○日本作業環境測定協会常務理事

常務理事の神山でございます。何卒、よろしく願いいたします。お手元の資料 1 の 3 頁をご覧ください。3 頁目の左側ですが、登録制度、作業環境測定士の登録事務ですが、作業環境測定士名簿の登録者数の推移が 2 に記載されてます。新規登録者は 1 種、2 種合わせて年間 600 名ほどです。また、2 種から 1 種への資格変更等に伴う書換えが、年

間 500 名程度で推移しています。登録手数料は下にある 3 に記載されているとおりです。

次に、登録事務の流れについて、次の頁の左側の流れ図でご説明します。申請書類は、随時郵送等により受け付けておまして、申請書類審査、登録証の作成、登録証の発送という流れで事務の進んでいます。収支状況につきまして、同じ頁の右下に表がありますが、そのとおりで、若干マイナスではありますが、ほぼ収支均衡の状況になっています。

次に 5 頁目ですが、作業環境測定士の登録講習についてです。現在、講習の受講者数は、2 に記載されていますとおり、大体 900 名程度で推移してきております。次に、収支状況については、右下の表に記載されているとおりで、約 2,000 万円ほどの黒字が続いています。

次に 6 頁ですが、環境計量師及び衛生管理者にかかる一部試験免除講習の受講者数ですが、2 に記載されているとおりの人数です。次に、その収支状況につきましては右下の表に示してあります。

次に 7 頁目ですが、粉じん計の較正事業の概要ですが、粉じん計の較正器の台数は、2 に記載されているように、最近では 2,300 台～2,500 台程度で推移しております。較正事務の流れは、右上の箱に示したとおりで、受付後、動作確認を行いまして、続いて較正試験の前段階として、分解・整備、及び必要な場合は、部品交換を含む修理を行います。いわゆる一般の自動車車検のようなイメージでご理解いただけるかと思えます。その収支ですが、下の表に示してありますように推移していますが、その場合、備考欄に記載のとおり、較正を行う前の分解、クリーニング、修理等を含めた修理となっています。以上、資料 1 です。

次に、当協会の改革案について資料 2 でご説明します。まず、1 の「ヒト」（組織のスリム化）ですが、右側の改革効果の欄の今後の対応ですが、そこにあるとおり、行政出身者 4 名は既に全員退任しています。また職員につきましては、その下に記載されているとおりです。それから 2 と 3 「モノ」及び「カネ」の欄に対しては該当がありません。

最後の 4 の事務・事業の改革ですが、まず作業環境測定士登録事務（指定事業）は、平成 17 年度以降、赤字基調であることを踏まえ、単年度収支が均衡するよう、管理諸費など更なる経費削減に努めることとしております。また、登録事務に要する経費につきましては、既に法人の財務諸表において公表しているところですが、収支の透明性を一層高めるため、登録事務の収支状況を別途ホームページで公表することとしております。その下の作業環境測定士講習事務（登録事業）については、単年度収支の均衡の観点から、講習料について適切な額となるよう引下げを検討することとしています。最後の特定資産の整理につきましては、厚生労働省による監査の結果、平成 22 年 8 月 23 日付で改善文書を受けているところです。つきましては、研修センター等、事業運営基金引当預金及び電算機器等引当預金について、その必要性とあり方を現在整理中です。以上でございます。

（省内事業仕分け室からの論点提示）

○高橋座長

次に、省内事業仕分け室から議論の参考として、日本作業環境測定協会の事務・事業の論点等の提示をお願いします。

○総括審議官

資料の 3、省内事業仕分け室作成資料です。1 頁「主要な論点」ですが、測定協会は、「作業環境測定法に基づく作業環境測定士」の登録機関ということで指定を受けていますが、政策上の位置づけ、役割を果たしていると言えるかどうか、効率的に運営されているかといった点が論点かと思えます。年によって違いますが、最近では 600 件～900 件ぐらいの新規登録という状況です。

2 頁、全法人共通事項ですが、ここは国からの財政支出はありませんが、事務・事業の実施にあたって無駄はないかということです。この法人の組織が適切かどうか、特に管理部門の体制が過大となっていないかどうかということです。役員については、改革案では、3 名減となっていますが、役員全体が 42 名という中で 3 名の減ですので、それが十分かどうかといった点かと思えます。余剰資産についてはどうかというのがありますが、あまり資産はないということです。

3 頁、法人の財務状況ですが、これについては、先ほど改革案の中で現在整理中という説明がありましたが、研修センター等の引当預金、電算機器等引当預金、そういったものを 2 億 3,000 万円ほど保有していることが貸借対照表に記載してあります。この法人においては、内部留保、いわゆる基準の 30%を下回っているのですが、これを足しますと 30%を超えてしまうといった状況です。登録事務については、単年度収支が赤字基調であるわけですが、今後、収支均衡を図るべく経費節減に努めるとなっていますが、具体的にどうしていくのかということです。3 頁の中ほどは、主要論点で説明しましたので省略をします。

4 頁、測定協会が登録機関として指定をされているわけですが、ここを指定する必要性があるかどうか、他の主体で実施することと比較して効果的かどうかといった論点があるかと思えます。4 頁の下の方ですが、「試験」を担当する財団法人安全衛生試験技術協会の省内仕分けが春にあったわけですが、このときの仕分け結果を踏まえますと、事業ごと、(試験事業・登録事業)の収支状況をわかりやすく公表するとなっているわけですが、これをいつ、どのような形で実施するのかということです。受験者が減少する中で、試験を行っている技術協会は周知を図るとなっていますが、登録を行う当会ではどのような対策を実施するのか、といった点が論点かと思えます。

5 頁ですが、登録手数料が登録コストに見合った額になっているかどうかということです。適切な見直しが行われているか、参考までにこれまでの手数料の変遷を表にしています。当該法人の登録機関としての会計区分は明確になっているかということです。特別会計になっているようですが、その支出内訳が妥当かどうかといった点が論点です。5 頁の中ほどに、作業環境測定士の登録にあたって、試験合格者に対して別途「実技講習」ということで、講習を受けた人だけが登録できると。試験に受かっただけでは駄目で、この団体の講習を受けて初めて登録できるとなっているわけですが、登録の義務づけをしているのはなぜか、その妥当性はあるのか、こういったあたりが論点かと考えます。

(議論)

○高橋座長

議論に移ります。日本作業環境測定協会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。小宮山副大臣もお見えいただいておりますが、議論の活性化のために必要であれば、是非とも議論への参加をお願いしたいと思います。議論の時間は30分を目安をお願いします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを1回鳴らしますので、ご注意ください。また、制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは、2回鳴らします。皆様、お願いします。

○中山仕分け人

資料を見ていまして、資料1の5頁の作業環境測定士の講習事務ですが、2日間の講習で8万円または9万円という、結構高いと思うわけですが、それによって収支が1,500万円から2,500万円ということで、かなり儲かっているということで、これは受講者のことを考えるともっと金額を下げて適正化すべきだと思いますが、いかがですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

ただいまの5頁の講習ですが、1種および2種作業環境測定士講習というのが左上の四角の3番目にあります。これは9万円になっていまして、これは3日間で、この下の8万円が2日間です。いずれも測定士の国家試験に合格した人に対して、実技を実施し、実際に現場で測定ができるようにするために行っているものです。座学ではなくて、いろいろな測定機器等を使い、またサンプルを使い、朝から晩まで実技をやっています。いずれにしてもこの結果は、右下にあります。最近で見ますと収支が安定してまいりまして、収支差が2,000万円以上出ていますので、いまご指摘のような形で適正な額について見直ししたいと考えています。

○中山仕分け人

付随の質問ですが、これは、ほかに4団体が実施しているということですが、厚労省にお聞きしたほうがよろしいのでしょうか、ほかの団体も同じように収入超過なのでしょうか、それともそうでもないのでしょうか。というのは、たぶん講習料は同じですよ。団体によっては金額が変わるのでしょうか。

○安全衛生部労働衛生課環境改善室長

この講習機関については、都道府県労働局長の登録です。恐縮ですが、私どもは収支状況について、いま報告を受けていませんので、状況を把握していません。手数料として決めているわけではなくて、それぞれの団体が、この講習事務の関係ですと、左上の箱の3番目に、講習料9万円、8万円については、「※日測協業務規程に規定」と書いてあります。私どものほうで決めているわけではありません。

○厚生労働副大臣

そうすると、こちらの改革案の中にも「講習料について適切な額になるよう」と書いてありますが、2,500万円という黒字がある中で、具体的にどれぐらい下げられるのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

私どもは、事業全体が作業環境測定士、測定機関に対して行っている公益事業と考えていますので、あまり経営を脅かすようでも困るのですが、さりとて講習を受けている方からすれば、この事業についてこれだけ黒字が出ていますので、ただ2,000万円出ているから2,000万円の分の収入を少なくするという事は苦しいので、その辺は妥当なところを早急に検討したいと思います。

○厚生労働副大臣

だから、その妥当なところが大よそどれぐらいですかと伺っているのですが、全くわからないのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

即答はできません。

○厚生労働副大臣

そうすると、なかなか具体的に進みそうもないではないですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

いいえ、これから早急に進めます。

○高橋座長

関連質問をしますが、4団体で実技の講習を受けることができる。いま各団体がどのぐらいの収入を得ているのかわかりませんというお話ですが、この4団体の中で、受けている人たちの割合はどのぐらいあるのですか。例えば、日本作業環境測定協会が圧倒的に多いのか、その辺はいかがですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

私どものシェアがたぶん半分ぐらいだと思います。

○高橋座長

登録機関は作業測定協会で、実技の講習は4団体ができるということになると、座学ではなくて、実技は4団体でもできるということになりますから、登録自体も各4団体がここを通してできるようにというふうにしたらいけないのですか。

○安全衛生部長

いま高橋委員がおっしゃっている登録というのは、登録制度の登録という意味ですね。登録の制度というのは、結局、そういう測定士なら測定士、欠格要件にも該当しない、きちんとした方がいまここにいますというように、名簿に登録をするという制度です。逆にいうと、測定士はどこにどういう人がいるのかと知りたいと思えば、その名簿を一般国民が見ればいいという制度です。ですから、名簿がいくつにも分かれているというよりは、1つの所で統一的に見ることができるほうが、より効果的といいますか、非常に便利がいいというのですか、そういう観点からこういう登録制度については基本的には1つの所で登録をするようになっていると理解しています。

○高橋座長

でも実技を受けなければ登録できない。その実技については4団体がやっているわけですから、これを不可分のものと考えれば、実技を4団体で受けたものについてはどの団体経由でも登録できる。4団体を見れば、ホームページが1つあれば済みますよね。どこの団体を通じて誰が登録していても別に構わないわけということになりませんか、素人考えかもしれませんが。1社に絞り込む必然性は何でしょうか。

○安全衛生部長

いま高橋委員が言われたように、最近の社会状況の中で、インターネットとかそういうものを使えばいいのではないかと。それは一理はあるかもしれませんが、法律上の制度としてそういう形が本当にいいのかどうかは、当然大きな議論があらうかと思えます。

○岩瀬仕分け人

登録講習についてお聞きしたいのですが、8万円から9万円の積算根拠の詳細を示していただきたいのと、カリキュラムについて、どういう講習をしているのか、それも詳細なものを示していただかないと、この登録講習を当該団体でやることの意味がよく見えてこないと思います。登録講習を非常に重要な位置づけにしているわけですよね。そうだったら、学科試験と実地試験があるように、試験制度の中に組み込んだほうがより安全なのではないかと思うのですが、それを切り離して講習にしているという理由を教えてください。

もう1つ、登録事務に関して、当然これはコンピューターで登録されているのだと思いますが、コンピューターについて先ほど伺うと、リース料で支払っているということなのですが、特定資産の中で電算機器等引当預金、これはなぜ積んでいるのか、何のためにこれを行っているのか、それを教えてください。

○日本作業環境測定協会事務局長

はじめの登録講習の中身ですが、5ページの右上の四角を見てくださいと、講習の科目として、第1種測定士講習、「粉じん」「特定化学物質」「有機溶剤」「金属」とそれぞれ分かれています。例えば粉じんですと、2日間かけて、「鉱物性粉じん」の中の、特に健康障害に結びつくと思われる遊離ケイ酸、SiO₂というものを定量する

方法を習得ということが 1 つあります。それを化学的な方法、リン酸法と言っていますが、その方法による場合と、X 線回折装置、X 線を当て、その回折線の強さで判定するのですが、それもマスターさせると。もう 1 つは、石綿について、これも粉じんの中に入れていまして、石綿の繊維数を顕微鏡で数える、その方法をマスターさせる、そういうことをやっています。

特化物とか有機溶剤は指定されている分析方法があり、比色分析法や原子吸光分析法などがあります。そういうものを用いまして、例えば鉛やクロムなどのサンプルを使い、実際に測定できるようにする。平均して 24 人ぐらい講習をしますが、それを細かく班に分けて、技術員が 6 人に 1 人付き、よくわかってもらえるようにしています。

○岩瀬仕分け人

結局、そういう作業ができないと、測定士の仕事はできないわけですね。

○日本作業環境測定協会事務局長

はい。

○岩瀬仕分け人

作業を講習でマスターさせると。その講習がきちんとできたか、習得できているかどうかは、チェックしているのかどうか。できていない場合は、登録させないのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

2 日目の最後に 1 時間、筆記試験と実技試験を行い、それにパスしませんでした、誠に申し訳ないのですが、もう 1 回やってくださいということです。

○岩瀬仕分け人

ここは試験をする所ですか、登録講習ではなくて。

○日本作業環境測定協会事務局長

いいえ、登録講習ですが、その講習の技術的な講習をどれだけマスターしたかを確認しませんでした、こういうお金ももらっていますので。

○岩瀬仕分け人

それだけ重要なことだったら、試験制度の中に組み込まないと、むしろ安全性は確保できないのではないのでしょうか。それを行政にお聞きしたいのですが。

○安全衛生部労働衛生課環境改善室長

いまご説明にあったような内容が講習ですが、それを試験で行うとなると、相当程度時間もかかりますし、受験者の方に負荷もかけますので、それはむしろ試験ではなくて、実技を教えるという講習でやったほうが適当であろうと判断して、そのために試験、そのあと実技講習を行う、そういう制度にしています。

○岩瀬仕分け人

しかし、運転免許証を取るのでも、実技と学科があるわけでしょう。それだけ重要なことであれば、国が責任を持ってやるべきではないでしょうか。

○日本作業環境測定協会事務局長

試験に合格したことの意味ですが、これは言うなれば、学問的、技術的には化学の世界ですが、試験でそういった素養があることを一応確認します。そうしますと、技術的な分析とかそういうものは、ある程度大学等で基礎をやっていますので、それについて測定という観点から教え込めばできると、そういう目算があり、試験合格者に対してそのあと行っても、ある種の信頼性を確保できると考えています。

○岩瀬仕分け人

そうだったら、別にこのように 8 万円も 9 万円も取って、2 日も 3 日もかけてやる必要はなくて、ある程度講習して、1 日、半日で済むのではないかといまの説明を聞いていると素人考えでは思ってしまうのです。それはさておき、もう 1 つ、8 万円と 9 万円の根拠はきちんとあるのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

はい、一応、職員人件費と講習謝金に 2 万 9,200 円、会場借料、資料、材料費、その他に 6 万 0,800 円と、そういうことです。

○岩瀬仕分け人

あと、コンピューターの電算機器等引当預金、なぜこんなに積んでいるのか教えてもらえますか。

○日本作業環境測定協会事務局長

登録事業は、昭和 62 年に国からバトンタッチして指定されてやっています。全体として、現在 2 万 7,000 人も登録しており、その全体のデータを登録し、検索し、登録証を発行するというので、コンピューターシステムを使っており、その更新のための引当金です。

○岩瀬仕分け人

これはリースでコンピューターを借りているのではないですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

はい。

○岩瀬仕分け人

別にリースだったらそれほど引当金を持つ必要はないのではないのでしょうか。

○日本作業環境測定協会事務局長

まさにいまご指摘のとおり、この前、行政からも金額的なことをご指導いただきましたが、最近、コンピューターもかなり廉価になっていますし、額が適正かどうかを早急に見直したいと考えています。

○高橋座長

関連で、もう 1 つの研修センター等事業運営基金引当金についてもご説明いただけますか。

○日本作業環境測定協会事務局長

いま申しました登録講習は昭和 56 年からスタートしていますが、非常に技術的な内容ですので、その当初から設備・機器の更新とかそういうものが必要であろうということで、これは当初から組んでいました。いままでいろいろ理由がありまして、3、4 回事務所移転等をしたりしています。そういったときに取り崩したりしていますが、基本的には登録講習を中心として引き当てるために積んでいます。

○岩瀬仕分け人

校正事業についてお聞きしたいのですが、これは分解、クリーニングをこの団体でやるわけですよね。高々 18 人の職員で、これを担当している人は何人ぐらいいるのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

この担当はいま 3 名います。

○岩瀬仕分け人

3 名の方が、すべての校正事業で送られてきた機器をチェックするということですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

はい、これは登録要件の中で、第 1 種作業環境測定士で粉じんの分析の資格を持っている者と限られていまして、それに該当する者 3 名が行っています。校正試験自体については、チャンバの中に複数台を入れ、一度に安定度試験とかそういったことができますので、3 名でこなしています。

○岩瀬仕分け人

よくわからないのですが、この試験を受けて、合格して、講習を受けた人は、講師にもいるのでしょうか、粉じんの資格を持っているわけですよね。その人たちに自主的にやらしてもらえば、別に協会にそれを持ってきてもらってやる必要はないのではないのでしょうか。なぜ協会ですらないといけないのか、その理由を教えてください。

○日本作業環境測定協会事務局長

確かにほかの化学物質等ですと、こういう較正に当たる者は、標準液とかがあれば大体分析できる人は自分でできます。ですが、粉じんについては、粒度が非常に大きいものも小さいものもあつたりしますし、粉じん計自体の精度を出すための試験というものが、標準的な大きさの粒子をある一定の濃度で発生させて、そのときの値がどういうふうを示すかを確認するとか、非常に込み入っており、一般の化学物質のように簡単にはできません。それぞれの所では機器もありませんし、到底できないということで、私どもが行っています。

○中山仕分け人

いまの粉じん計に関連してですが、これは独占的にやられているわけでしょうか。つまり、昔は日測協もやっていたようですが、いま現在はいかがですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

粉じん計の較正ですか。

○中山仕分け人

はい。

○日本作業環境測定協会事務局長

これは登録事業ですから、原則的には登録基準に合致すれば、どなたもできるわけですが、現実には、現在私どもだけがやっています。

○中山仕分け人

それは、どうしてこういうふうになったのでしょうか。

○日本作業環境測定協会事務局長

それは、私どもが登録の基準に合致するというので、登録申請をして、それが厚生労働大臣から認められたということです。

○安全衛生部労働衛生課環境改善室長

登録事業ですので、手を挙げて要件に合致すれば登録機関として認められる、そういう仕組みです。たぶん、たまたまマーケットも非常に少ないというか、2,500台程度しかありませんので、そういう点で、ほかの所がこれに登録機関として業務するにおいてメリットがあると思われて、手を挙げて要件を満たせば登録機関になれるが、おそらくは、結果として1機関であるということになるかと思います。

○中山仕分け人

これは過去からそうなっているのですか、それとも最近ここだけになったのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

これは歴史的には平成 2 年からやっています。当時は、労働基準局長の指定事業だったのですが、最近、大臣の登録事業に変わりました、平成 2 年から私どもがやっています。

○安全衛生部長

資料 1 の 7 頁の左下のほうにその辺の記述はありますが、平成 21 年 10 月から登録制度になり、それ以前は特定協会が指定団体としてこの業務を実施しているということです。

○中山仕分け人

それ以前は、ほかにもやっている所があったわけですか、それとも以前からほかではなかったのでしょうか。

○安全衛生部労働衛生課環境改善室長

以前からここだけです。

○中山仕分け人

これは 1.4 億円と、たぶん最大の収入源だと思うのですが、大体、1 年に 1 回はここで較正を受けるというお話でしたが、向こうは必然性を感じて持ち込んできているのか、こちらから受けるように指導しているのか。あるいは、例えばガスクロマトグラフィーなど、それぞれが検体を持ってやれるわけですが、粉じんが何種類かあるとしても、ここだったら標準試料みたいなものを提供してやるとか、何かほかの方法はないのでしょうか。

○日本作業環境測定協会事務局長

最後におっしゃった粉じんを発生させる、そういう技術が非常に難しいと。それだけではありませんが、あと粒計を備えるとか、ちょっとそういうことでそれぞれの所では無理かと思います。

○中山仕分け人

細かいですが、財務諸表を拝見しますと、7 頁に「較正事業特別会計」というのがあります。これを見ると、家賃と共益費支出が 1,800 万円、較正技術費支出が 4,200 万円と、かなりここが高いのですが、これはなぜでしょうか。家賃にしても、どうしてこんなに高いのかと。ほかの使用料は 200 万円ぐらいに対して、ここは合点がいかないのですが。

○日本作業環境測定協会事務局長

家賃については、平成 20 年度に、以前入っていた所を貸主の事情により退去といたしますか、出なければいけない羽目になり、それでいろいろ探しました。こういった試験等を行いますので、普通の事務ビルではなかなか難しいということもあり、ようやく見つ

けたのですが、以前よりかなり高い所になってしまい、それが確かに少し圧迫しています。

較正技術費支出については、これは較正試験そのものは私どもが行っているのですが、修理・整備については、一部メーカー等に委託しているところもあり、そういった部分も含めての費用です。

○高橋座長

1点質問します。これは測定士と行政というよりは、企業と行政の関係になりますが、作業環境について測定しなさい、あるいは粉じん対策を取りなさいということを行政から企業に対して働きかけて、その結果測定するという関係ですか。

○安全衛生部長

一定の有害な業務については、作業環境測定を通常は年2回ですが、定期的に行わなければならないという義務が事業主に課されています。例えば有機溶剤を使用する場合に、義務として事業場は作業環境測定を実施すると。その場合に、作業環境測定を実施するのが測定士、あるいは自分の所で測定士がいない場合には、作業環境測定機関に頼んでやってもらう、そういう構図です。

○高橋座長

義務づけられている。そうすると、例えば測定士の登録状況を見ると、この数年間で相当減ってきていますよね。ということは、年2回義務をきちんと果たしているにもかかわらず、測定士はこれだけ減っても構わないということでしょうか。

○安全衛生部労働衛生課環境改善室長

これは新規に登録する人です。ですから、毎年600人～900人ずつぐらい新しく登録されていく、そういうことです。

○高橋座長

そうすると、国の行政を行う上で、いまいらっしゃる数は十分だと、あるいは足りないと、その辺はどういう判断されていらっしゃるのですか。

○日本作業環境測定協会事務局長

正確な数字は出せないのですが、例えば私どもの会員にどのぐらい測定士がいるとか、そういうものも含めて推算しますと、少なくとも5,000～6,000人ぐらいはアクティブにやっているということで、それと事業場の数等を考え合わせますと、決して多いとは申しませんが、かろうじて足りているという感じかと考えています。ただし、今後、化学物質はどんどん増えてまいりますので、これからもっと要ると考えています。

○高橋座長

いや、それは、今そちらでお答えになるのはおかしいのではないですか。行政がそう

いうことを判断されていなくてはおかしい。ところが、行政はそういうことを考えていないということではないのですか。

○安全衛生部長

行政といたしましては、例えば、作業環境測定の義務を事業場が実施しようとしても、測定士がいなくて、測定機関が近くになくてできないとか、そういう声を行政としては聞いていませんので、現時点で測定士が足りないとか、そういう状況にはないと判断しています。では、余って、余って測定士が生活できないという状況でもないだろうとは思っています。

(仕分け準備)

○高橋座長

ほかにありますか。よろしいですか。それでは議論自体が区切りだと思しますので、ただいま議論いただいた日本作業環境測定協会について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見を記載してください。時間は2分あります。制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。

(仕分け意見の表明)

○高橋座長

それではご記載いただけたと思いますので、評価シートに沿って日本作業環境測定協会の事務・事業等について仕分け人からのご意見を伺います。お一方、1分程度でお願いします。岩瀬さんからお願いできますか。

○岩瀬仕分け人

私は、登録事業そのものについて、試験実施機関と登録機関とに分けることが不合理だと考えますので、この事業は廃止をして、試験実施機関が行えばいいのではないかと。登録講習も、結局それほど重要なものであれば、試験制度に組み込んだ上でやるのが、受験者に対するサービスではないかと思えます。受験者は試験に合格して、そのあと登録講習に8万円も9万円もかけて受けなければ登録できないと、このようなことは考えられないのではないかと。そういうものを試験の中にも組み込んで、一括的に処理をするというのがよろしいのではないかと思えます。粉じん計の校正事業に関しては、更なる見直しをしていただきたい。その費用に関しては、削減するというところでやっていただけないかと。組織全体に関しては更なる見直しが必要というのが私の意見です。

○高橋座長

私は事業そのものについての意義は当然あると思うのですが、ただ実務研修などを4つの法人、ほかもやっているということを考えると、その登録、講習も含めて、公より資格のある機関が、競争という用語弊があるかもしれませんが、いろいろな所を通じて登録できるようにするような仕組みのほうが、競争とか効率化という観点では機能するのかと。実質的に、寡占、独占状態になるのは望ましくないことだと思えます。質問の

中では出ませんでした。役員数とかそういうところも含めて、組織についてもまだ見直しの余地があるのではないかと思います。

○中山仕分け人

登録講習費用、これもいまは2、3割は下げるべきであると。それによって登録者の負担を減らすべきだと思います。粉じん計ですが、企業側の納得性のある価格、内容、頻度ということの見直しを期待します。組織運営ですが、特定資産に関しての見直しと、いま高橋さんからもお話がありましたが、理事、役員の数が多いので、この削減をもっと考えられたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○高橋（順）仕分け人

同じですが、国民感情からすると、9万円、8万円は高いと思います。もう1つは、組織のスリム化をさらにお願ひできないかと思っています。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

仕分け人の方々の評決結果の集計を発表します。順番に申し上げます。最初の作業環境測定士の登録事務ですが、これは4人の方全員が「改革案では不十分」ということです。内訳としては、事業そのものを廃止という方がお1人、事業の効率化を高めて、他の民間法人を指定して実施をするという方がお1人、更なる見直しが必要という方がお2人です。

2つ目の登録講習の事業ですが、これも全員が「改革案では不十分」ということです。内訳としては、事業そのものを廃止という方がお1人、他の民間法人への参入を促進して実施がお1人、さらなる見直しが必要という方がお2人です。

3番目は試験の免除をする講習ですが、これについてはお1人だけは「改革案が妥当」と、ほかの3人が「改革案では不十分」ということです。その内訳としては、事業そのものを廃止という方がお1人、更なる見直しが必要という方がお2人です。

粉じん計の較正事業ですが、これについても全員の仕分け人の方が「改革案では不十分」ということです。内訳としては、他の民間法人の参入を促進というのがお1人、更なる見直しが必要という方が3人です。組織運営体制については、これも全員の仕分け人、4人の方が「改革案では不十分」という結果です。

○高橋座長

議論や仕分け人からの意見を踏まえ、政務三役からコメントをお願いします。小宮山副大臣、いかがですか。

(政務三役からのコメント)

○小宮山厚生労働副大臣

仕分け人の皆様、真摯なご議論をどうもありがとうございました。私もほぼ皆様と同じ意見で、このように1つひとつの組織を検討していくと、まだまだたくさん無駄があ

ると。大臣も替わりまして、政務三役も交替をしましたが、いまの民主党政権に課せられた国民の皆様からの大きな期待がこの無駄の削減ということですので、これはまた引き続き皆様からのお力もいただきながら、政務三役としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。どうもありがとうございました。

○高橋座長

本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、日本作業環境測定協会の改革案の更なる検討、取りまとめを引き続きお願いします。

以上で本日の議事がすべて終了しました。最後に何かご発言などはありますか。よろしいですか。これで第16回厚生労働省省内事業仕訳を閉会します。本日はどうもありがとうございました。